

東京電力の損害賠償手続きに関する支援体制

◎原子力損害賠償連絡会議

- ◇福島県原子力損害対策協議会、資源エネルギー庁、原子力損害賠償支援機構で構成する。
- ◇個人・事業者から寄せられた原子力損害賠償に関する疑問・要望を集約する。
- ◇集約した疑問・要望の中から、東京電力に対して、賠償基準の明確化、請求手続きの運用改善等が必要と思われる案件を抽出し、その都度、文書で確認・要請する。
- ◇東京電力からの回答は、県のホームページに掲載するとともに、県原子力損害対策協議会の構成団体に周知するほか、マスコミに公表する。

◎案件を抽出する基準

- ◇東京電力の賠償基準の明確化に関すること
中間指針に賠償すべき項目として示されているが、東京電力の賠償基準に明記されていないもの など
- ◇請求手続きの運用改善等に関すること
請求書に添付する書類の簡略化、被害者に対する賠償請求手続きの周知広報及び請求相談体制等で運用改善が必要と考えられるもの など

